

## 令和3年度「三重県営スポーツ施設広告掲出」広告主募集要項

### 1 広告募集趣旨

県有財産の有効活用を図るため、三重県営スポーツ施設内に広告（看板）エリアを設置して、企業・団体等の方々の広告スペースとして活用していただくため、広告主を募集します。

### 2 広告（看板）掲出の内容

- ・三重交通G スポーツの杜 鈴鹿施設内

（三重県鈴鹿市御菌町1669番地）

水泳場（プールサイドの壁面、縦約1.5m×横約4mの広告枠、2か所）

体育館（アリーナに面した壁面、縦約1.5m×横約4mの広告枠、3か所）

※体育館については、うち2か所は広告が掲出されていますが更新対象です。

- ・お申し込みいただいた方の業種やデザイン等の広告内容について審査を行い、広告主を決定します。

※施設の概要、広告の設置場所については、「令和3年度三重交通G スポーツの杜 鈴鹿広告媒体資料」をご覧ください。

### 3 広告の掲出期間

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間で、掲出初日は月の1日とします。
- ・翌年度以降については、広告掲出の延長手続きを行うことにより、延長することができます。なお、掲出期間は最長5か年（令和9年3月31日迄）となります。
- ・当該延長手続きは年度毎に行うこととなります。

※ 掲出期間内であれば広告物の差替えも可能です。ただし、差替え毎に事前審査が必要になります。その場合、要領第7条2に規定した広告のデザイン素案を、掲出予定日の30日前までに提出してください。

### 4 広告掲出料

- ・1か所について、1年度（1か年）250,000円（消費税及び地方消費税含む）。
- ・年度途中の月に広告開始の場合の広告掲出料は、月割りにより算定した額（消費税及び地方消費税含む）とします。

### 5 掲出できない広告

次のような広告は掲出できません。

- ・法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

- ・人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ・個人の氏名広告
- ・当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ・誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- ・社会的批判を招く恐れのあるもの
- ・教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ・青少年の健全育成にとって有害であるもの又はその恐れのあるもの
- ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- ・第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はその恐れのあるもの
- ・このほか、県が掲出する広告として妥当でないと認められるもの

## 6 広告掲出の決定方法

申込みのあった広告について、県が定める三重県広告掲載要綱等関係規程に基づき総合的に審査し、掲出広告主を決定します。

また、枠数を超えて申込みがあった場合において、申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定します。

(三重県広告掲載要綱第7条第1項の順位)

- ① 公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
- ② 県内に事業所等を有するもの。
- ③ その他のもの

## 7 募集期間及び募集方法

### (1) 募集期間

第1回申込期限：令和3年2月26日（金）まで

第2回申込期限：令和3年5月31日（月）まで

第3回申込期限：令和3年8月31日（火）まで

第4回申込期限：令和3年11月30日（火）まで

※第1回の募集期間で全ての枠において広告主が決定された場合は、第2回以降の募集は行いません。

### (2) 募集方法

三重県庁ホームページ (<http://www.pref.mie.lg.jp/>) に掲載し、公募します。

## 8 申込方法

三重県営スポーツ施設広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、掲出を希望される広告デザイン図面（作成中の場合、予定原稿）等資料と併せてメール、郵送又は持参の方法で、募集期間内にお申し込みください。

なお、申込みにかかる一切の費用は申込者の負担となります。

（提出書類）

- ・ 三重県営スポーツ施設広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号） 1部
- ・ （審査用）広告デザイン資料 2部（及び電子データ 1部）
- ・ （審査用）申込者の活動概要が分かる資料（パンフレットやホームページ掲載内容、又は任意の印刷物） 2部

## 9 広告関係規程

- ・ 三重県広告掲載要綱
- ・ 三重県営スポーツ施設広告掲出基準
- ・ 三重県営スポーツ施設広告掲出要領

### 10 掲出（不掲出）決定から掲出までの手続き

- (1) 広告の掲出（不掲出）を県が決定した後、「三重県営スポーツ施設広告掲出（又は不掲出）決定通知書（様式第2号）」をお送りします。
- (2) 掲出決定通知書が届きましたら、別途お知らせする期日までに「三重県営スポーツ施設広告掲出承諾書（様式第3号）」を提出してください。
- (3) 申込み時に提出された予定原稿に変更があった場合は、確定稿を速やかに提出してください。
- (4) 掲出料金は、別途、県が発行する納入通知書によりお支払いください。（年度単位、前納となります。）
- (5) 掲出作業は、事前に県と協議のうえ、広告主が行ってください。  
掲出にあたっては、三重県営スポーツ施設広告掲出要領第4条にご留意ください。

### 11 その他

- ・ 広告作成費用、掲出及び撤去に係る費用は広告主の負担となります。
- ・ 広告掲出期間内に広告の破損等が生じた場合は、原則として広告主の負担において原状回復していただきます。
- ・ 「三重県営スポーツ施設広告掲出要領」第10条第1項（広告掲出料の返還）の規定による月割計算を行う場合、1か月分を20,000円（消費税及び地方消費税含む）とします。

## 12 申込み及び問合せ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課 施設管理班

電話 059-224-2985

FAX 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.lg.jp

※件名は、**【法人名】県営スポーツ施設広告掲出** と明記してください。